

議案第11号

世田谷区組織条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 子どもに係る施策を一体的に推進するため、組織を改正するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区組織条例の一部を改正する条例

世田谷区組織条例（平成2年11月世田谷区条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条の表保育部の項を削る。

第2条の表子ども・若者部の項第2号中「母子」を「ひとり親家庭」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 保育に関すること。

第2条の表保育部の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。